



経済産業省:「システム監査基準」及び「システム管理基準」の改訂版を公表

UHY Tokyo ニュースレター / 2018年6月

経済産業省は平成30年4月20日、「システム監査基準」及び「システム管理基準」の改訂版を公表しました。今回の改訂では、両基準が公表から10年以上経過しており、管理基準の内容であるITガバナンスや事業継続管理が国際規格化されるとともに、技術の進展に伴う新たな開発手法の発生等による社会状況の変化を踏まえた見直しがなされています。主な改訂点は下記の通りであり、両基準の全文は下記URLからご確認ください。

「システム監査基準」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/system_kansa_h30.pdf

「システム管理基準」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/system_kanri_h30.pdf

主な改訂点

- ・前回改訂（平成16年改訂）後に、「ITガバナンス」についてのJISQ38500や業務継続についてのJISQ22301等の国際規格が成立したため、これらの国際規格との整合性をとるとともに、米国におけるITガバナンスの規格であり、国際的に影響力を有するCOBIT等の内容を踏まえた見直しがなされています。
- ・従来のシステム管理基準では、ウォーターフォール型のシステム開発が前提とされていましたが、アジャイル型のシステム開発における取扱いについても管理策として含め、また、クラウドの利用等を念頭に置いた、整理等の見直しがなされています。

- ・システム監査基準においては「主旨」及び「解釈指針」を、システム管理基準においては「主旨」及び「着眼点」を併せて記載することにより、基準の記載内容に基づく運用を行いやすくなるように見直しがなされています。また、システム監査基準において、実務への適用を踏まえて監査実施の流れに沿った構成の見直しがなされています。

今回の改訂では、大企業のみならず中小企業においても情報システムに関する自己診断及び監査実践に利用できるように見直しがなされており、各企業は監査及び管理の主旨が実現できるように各社の実状に応じた管理基準を策定することが期待されています。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。



コンタクト

UHY東京監査法人

小野 琢司 - IT・内部統制 PG
Email: takuji.ono@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F
Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474
Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>